



このマークは、神奈川県後期高齢者医療広域連合のロゴマークです。

広報かながわ 広域連合

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイトビル9階

TEL045(440)6700 FAX045(441)1500

HP <http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/>

平成20年
4月から **75歳以上の方の新しい医療制度が始まります。**

～神奈川県後期高齢者医療広域連合が制度を運営します。～

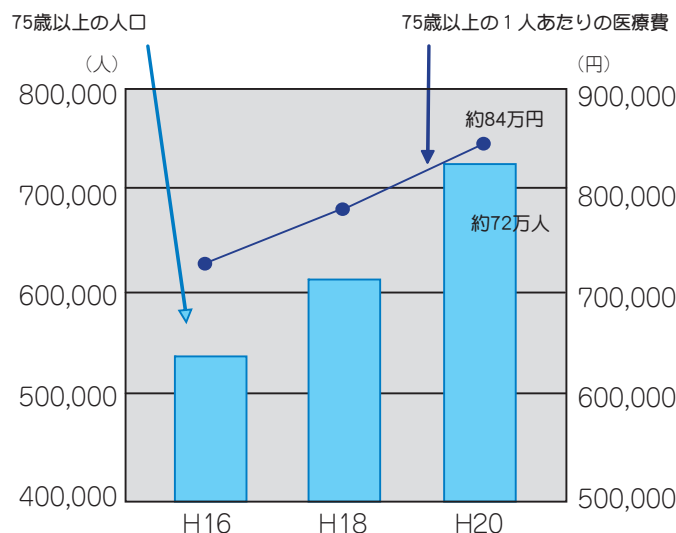
75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上の方を含む)は、今まで国民健康保険や健康保険組合などの医療保険に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」へ移行して医療を受けることになります。

神奈川県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が、市町村と連携・協力しながら制度を運営します。

なぜ医療制度を見直す必要があるの？

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあります(右記の表参照)。このような社会情勢を背景に、医療費が過度に増えないよう、下記の基本的視点に立って、平成18年6月、医療制度改革関連法が成立し、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成20年4月から75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。

《県内75歳以上の人口と医療費の推移》



医療制度改革の基本的視点

1. 国民が健康で安心して生活できるよう国民皆保険を維持する。
2. 将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、医療費を国民が負担可能な範囲に抑える。
3. 現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく、公平で分かりやすい制度とする。

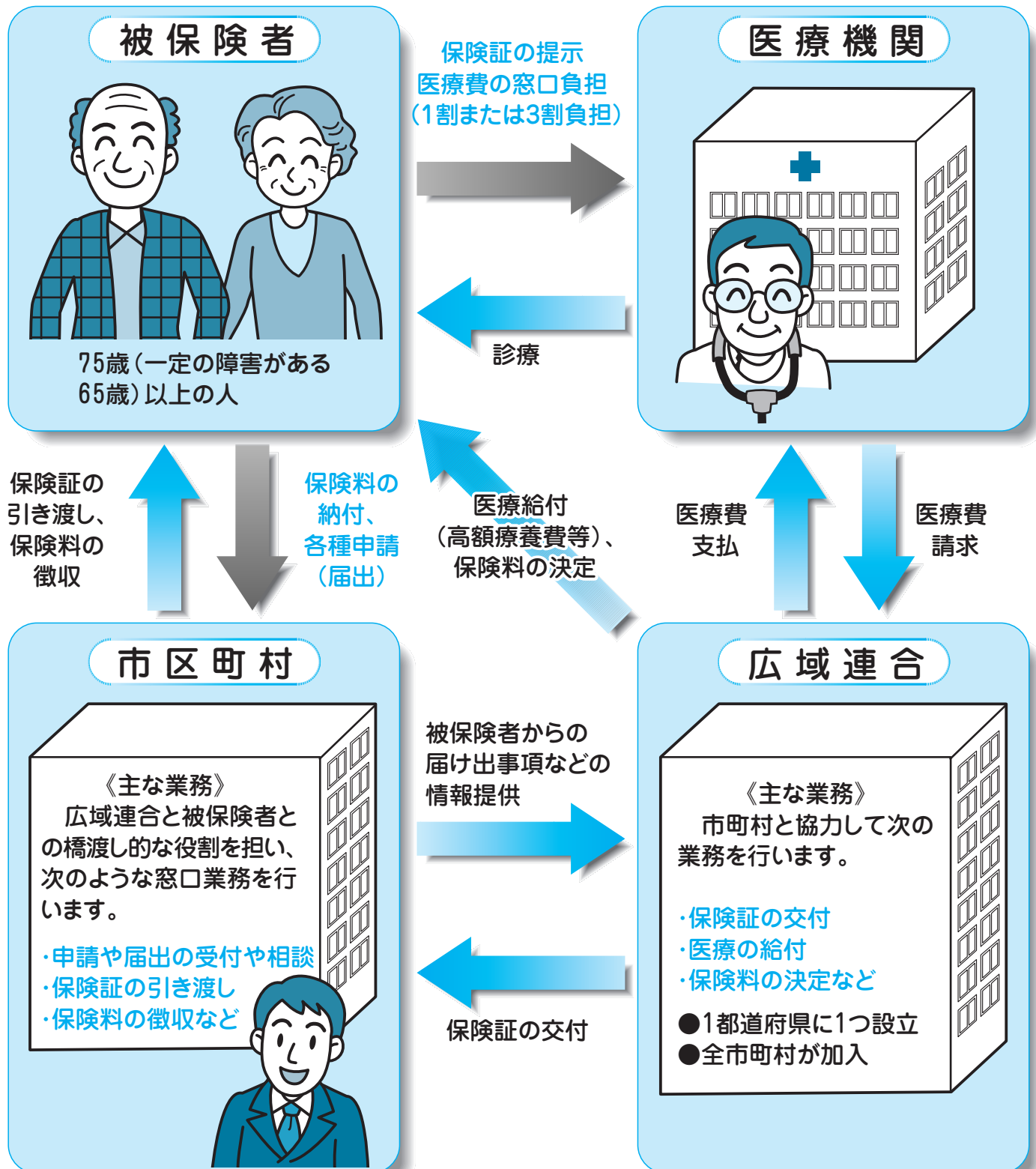


次のページから
新しい医療制度に
ついてご説明しますね。

新しい医療制度のしくみ

新しい医療制度(後期高齢者医療制度)では、平成20年3月中に**新たに交付される保険証を医療機関に提示することで受診することができます。**(老人保健法医療受給者証は平成20年3月31日をもって使えなくなります。)

各種申請・届出は、今までどおりお住まいの市区町村の窓口です。

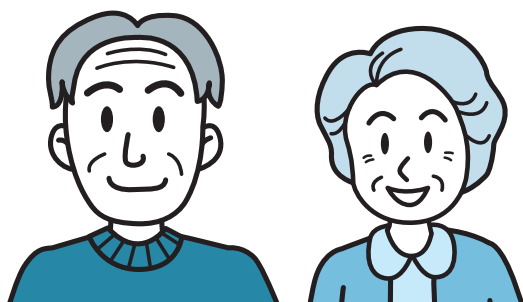


被 保 険 者

後期高齢者医療制度の被保険者は、神奈川県内にお住まいの次の方になります。**これまで国民健康保険や健康保険組合などの被保険者であった方はもちろん、健康保険組合等の被扶養者であった方も、75歳以上の方はすべて新しい医療制度の被保険者となります。**

※老人保健制度で医療を受けていた方は、自動的に新しい制度に加入することになりますので、手続きの必要はありません。

被保険者になる方は？



- 75歳以上の方
- 65歳から74歳までで一定の障害があることにつき広域連合の認定を受けた方

Q 平成20年5月に75歳になりますが、何か手続きは必要ですか？

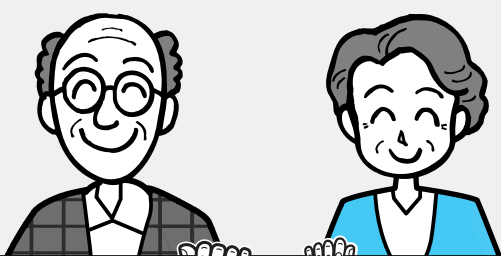
A 県内にお住まいで、平成20年4月以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日当日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。

現在、老人保健制度において障害認定を受けている方は後期高齢者医療制度の被保険者になります。

※なお、この障害認定については、認定後であっても将来に向かって申請の撤回を行うことができます。

保険証が新しくなります。(平成20年4月から)

後期高齢者医療制度の被保険者には、新たに保険証(後期高齢者医療被保険者証)が1人に1枚ずつ交付されます。平成20年4月1日までに75歳に到達する方及び老人保健制度で既に障害認定を受けている方には、**保険証を平成20年3月中**(4月以降に75歳に到達される方は誕生日の前まで) **にお送りします。**



国民健康保険証
または
被用者保険証

+

老人保健法
医療受給者証

平成20年4月1日から
使用できません。

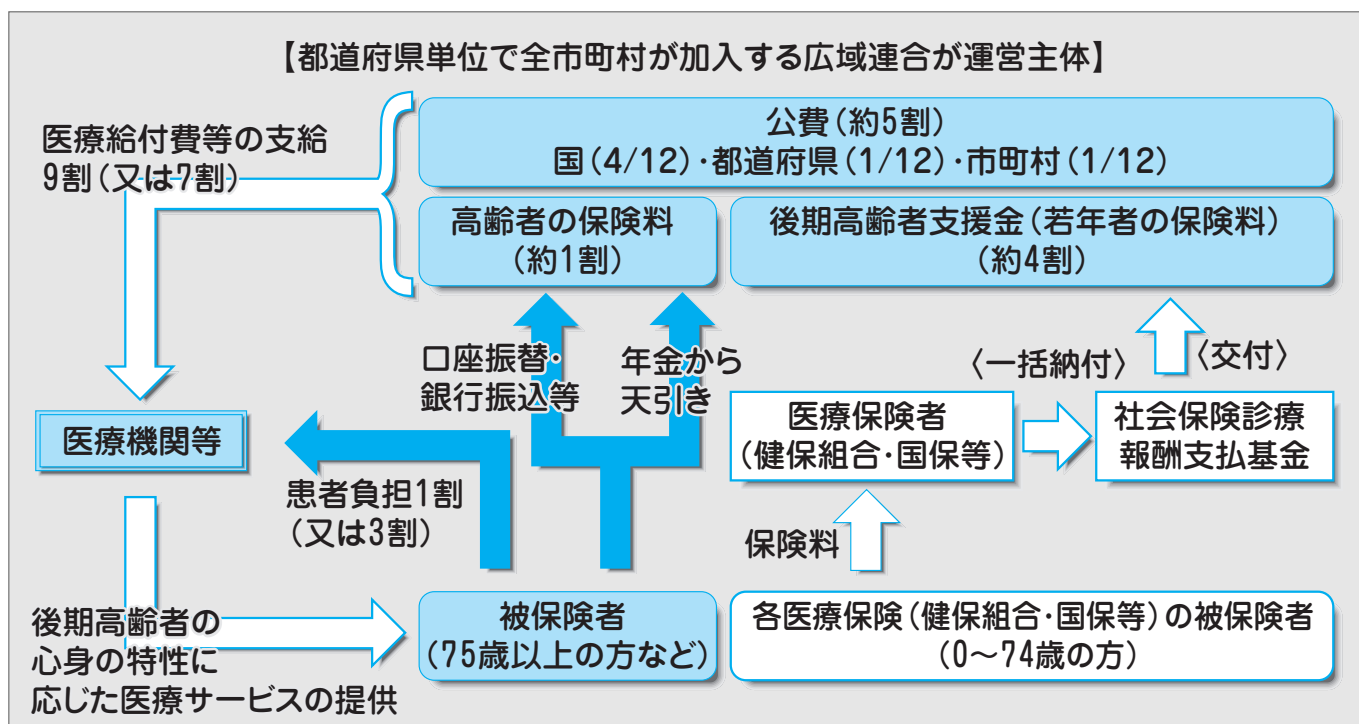
変更

新しい保険証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	年 月 日
発 効 期 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
一 部 負 担 金 の 割 合	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 印	神奈川県後期高齢者医療広域連合

財政運営のしくみ

後期高齢者医療制度の財源は、公費約5割のほか、若年者からの支援金約4割と被保険者(75歳以上の方など)からの保険料約1割で構成されています。



後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者の方お一人おひとり(個人単位)に、均等にご負担いただく額(均等割額)と、所得に応じてご負担いただく額(所得割額)の合計額となります。
※均等割額や所得割率は、平成20年度・平成21年度の2年間は同じで、以降2年ごとに見直されます。



被保険者の保険料

賦課される保険料の
上限額(年額)50万円

=

均等割額

年額39,860円
(軽減される場合があります。
次頁をご覧ください。)

+

所得割額

(総所得金額等-33万円)※
×所得割率7.45%

(※例えば、年金収入の方の場合、公的年金等控除額及び基礎控除(33万円)を控除した額となります。)



Q 私の保険料は、いくらくらいになるの？

A 保険料は、前年中(平成19年中)の被保険者ごとの所得に基づき算出されます。

〈具体的な保険料の例〉

厚生年金の受給者(年金収入年額208万円)の場合

均等割額(39,860円) + 所得割額(40,975円) = 80,830円(年額)
(10円未満切り捨て)

■低所得世帯に対する 保険料の軽減

所得の少ない世帯の被保険者の方は、均等割額(39,860円)の7割、5割又は2割が軽減されます。

軽減の対象となる方は、

- ①被保険者本人
- ②世帯主
- ③同一世帯の他の被保険者の所得の合計に応じて次の基準以下となる方です。

7割・5割・2割
軽減



総所得金額等※	軽減割合
33万円	7割
33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者数(注)	5割
(注) 被保険者である世帯主を除く。	
33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割

※65歳以上の方にかかる公的年金等控除を受けられている方は、年金所得から15万円を控除します。

■健康保険組合等で 被扶養者であった方 の保険料

健康保険組合や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となると、保険料をご負担いただきます。その方は、加入から2年間は均等割額のみのご負担となり、かつその5割が軽減されます。

なお、制度開始時の特例として、平成20年4月から平成20年9月までは、保険料のご負担はありません。

また、平成20年10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。

9割・5割
軽減



平成20年4月に被保険者となる方(被扶養者であった方)の場合

H20年4月～H20年9月	保険料の負担なし
H20年10月～H21年3月	均等割額(9割軽減)
H21年4月～H22年3月	均等割額(5割軽減)

■保険料は、原則、 年金から天引き

後期高齢者医療制度では、広域連合が保険料額の決定を行い、お住まいの市区町村がその保険料を徴収し、市区町村から広域連合に保険料が納付されるしくみとなっています。

年金を年額18万円以上受給されている方など(特別徴収)	年金からの天引きにより保険料をお支払いいただきます。
上記以外の方(普通徴収)	市区町村からお送りする納付書などにより保険料をお支払いいただきます。

特別徴収に該当する方は、原則として平成20年4月の年金支払時から、平成18年中の所得に基づいて仮に算定した保険料の額をお支払いいただきます。

また、平成20年度の確定した保険料の額は、平成20年7月頃にお住まいの市区町村を通じてお知らせします。

■保険料の納付が 困難な場合

災害や所得減少など特別な事情により、保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。市区町村窓口にご相談ください。



医療給付

～受けられる給付は、老人保健制度と変わりません。～
(これまでと同様の給付が受けられます。)

■お医者さんにかかるときは？

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ	1割

お医者さんにかかるときは、**後期高齢者医療制度の保険証を窓口**に提示してください。

窓口では、老人保健と同じようにかかった医療費の一部を負担します。

自己負担割合(一部負担金の割合)は保険証に明示されています。

■医療費が高額になったときは？

- 1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請することで、**限度額を超えた額が「高額療養費」として支給**されます。
- 医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が**合算**できるようになります。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して下記の限度額を超えたとき、**その超えた分が「高額介護合算療養費」として支給**されます。



所得区分	高額療養費の自己負担限度額(月額)		高額介護合算療養費の限度額(年額)
	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来＋入院の限度額 (世帯ごとの限度額)	後期高齢者医療制度 ＋介護保険
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% ※	67万円
一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	31万円
低所得者Ⅰ		15,000円	19万円

※過去12か月に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合(4回目以降は、44,400円)

■入院したときの食事代は？



所得区分		一食あたりの負担額
現役並み所得者及び一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	91日以上入院※	160円
低所得者Ⅰ		100円

※過去12か月の間に91日以上入院した場合

入院中の食事代は、食材料費相当を被保険者が**標準負担額(1食単位、1日3回まで)**として負担していただきます。

※標準負担額は、高額療養費を算定する一部負担金には入りません。

■被保険者が死亡したときは？

～葬祭費が支給されます～

被保険者が死亡し、葬祭を行ったときには、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口
に申請すると葬祭を行った方に**5万円の葬祭費が支給**されます。



これで
医療制度の説明を
終わりますね。

広域連合議会



	主な審議内容
平成19年第1回臨時会 (平成19年3月23日)	特別地方公共団体として必要な議会・人事・給与等の各種条例が可決されました。
平成19年第1回定例会 (平成19年8月27日)	議会運営委員会の運営等を定める議会委員会条例及び5か年(平成23年度まで)の広域計画が可決されたほか、平成18年度の決算が認定されました。
平成19年第2回臨時会 (平成19年11月16日)	保険料等を定める後期高齢者医療に関する条例が可決されました。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

平成19年11月広域連合議会第2回臨時会の主な質疑内容

問

なぜ、神奈川県は国の試算よりも保険料が高いのですか。

答

国の試算は、医療給付費にかかる保険料のみの算定です。実際の保険料算定では、医療給付費のほか、葬祭費や健康診査にかかる費用、財政安定化基金への法定の拠出金及び診療報酬にかかる審査支払い手数料を見込むこととされています。

なお、医療給付費分は、国の試算とほぼ同額です。

約28万人が
軽減対象

問

低所得者の保険料(均等割額)は、軽減された場合、いくらになるのですか。
また、軽減対象者は何人くらいですか。

答

均等割額は、通常年額39,860円ですが、7割軽減の場合、11,958円(約23万人)、5割軽減の場合、19,930円(約1万人)、2割軽減の場合、31,888円(約4万人)に軽減されます。軽減対象者は全体の4割程度(約28万人)です。

問

どのような人が健康診査の対象になるのですか。

答

被保険者の10%程度を対象とし、医療機関を受診されていない方などを想定しています。



問

新しい医療制度を住民へどのように周知させるのですか。

答

リーフレットやポスターの配布のほか、3月の保険証の発送時に制度案内小冊子を同封します。また、市区町村では、ポスター等の窓口設置や住民説明会等での配布、また市区町村の広報紙を活用した一斉広報等を実施します。

問

保険料を滞納した場合、資格証明書や短期被保険者証の対象者となってしまうが、高齢者から保険証を取り上げないようにすべきではないですか。

答

市区町村窓口で相談の機会を確保し、災害など特別な事情がある場合、充分に被保険者の状況等を把握したうえで適切な対応を図ります。

保険料を
滞納すると?



広域連合議会議員名簿

議長：佐藤 茂
副議長：林 茂 平成20年1月1日現在

氏 名	市町村名	氏 名	市町村名	氏 名	市町村名	氏 名	市町村名
佐藤 茂	横浜市	大滝 正雄	横浜市	山下 薫	横須賀市	大野 真一	小田原市
畑野 鎮雄	横浜市	内田 重雄	横浜市	稲垣 稔	相模原市	関戸 順一	厚木市
松本 研	横浜市	大島 明	川崎市	吉岡 和江	鎌倉市	青木 克喜	大和市
高梨 晃嘉	横浜市	立野 千秋	川崎市	塚本 昌紀	藤沢市	青木 茂	真鶴町
中島 憲五	横浜市	志村 勝	川崎市	山原 栄一	平塚市	林 茂	愛川町



広域連合長あいさつ 石渡 徳一



皆さん、こんにちは。神奈川県後期高齢者医療広域連合長の石渡徳一でございます。急速な少子高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、医療費の伸びが著しい状況でございます。このような中、安定した医療保険制度を維持していくため、平成20年4月から75歳以上の高齢者等の皆様を対象とした「後期高齢者医療制度」がはじまります。新しい医療制度を広くご理解いただくため、このたび広域連合では広報紙を発行いたしました。被保険者ご本人はもちろん、ご家族の皆様にもぜひご覧いただきたいと思います。

健康福祉の基本は、高齢者の皆様をはじめとするすべての皆様が健康で安心して暮らしていただけることでございます。新制度においても、高齢者や障害者の皆様が引き続き安心して医療サービスをお受けいただけるよう、全力を尽くしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これまでの経過と今後の予定

日 程	内 容
平成18年7月13日	神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置
平成19年1月11日	神奈川県知事から設置許可
平成19年1月～10月	広域連合長及び広域連合議会議員の選挙実施
平成19年3月・8月・11月	広域連合議会開催
平成20年3月27日	平成20年広域連合議会第1回定例会開催予定

モニターを募集します。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の周知の状況や住民サービスの満足度について、アンケート等により住民の声をお聞きするため、県内在住の75歳以上の方を対象に登録モニターを募集(平成20年4月1日から4月30日まで)します。アンケート結果については、ホームページ等により公表し、制度運営の改善策として活用します。申込方法など詳細については、広域連合事務局の総務・議会担当までお問い合わせください。



人事行政のあらまし

神奈川県後期高齢者医療広域連合における人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法に基づき県内市町からの派遣職員で構成されています。

	職員数(うち女性)	平均年齢
平成19年2月1日	32人(7人)	—
平成19年4月1日現在	42人(10人)	40歳9か月

※広域連合職員定数条例に定める職員定数は50人です。

2 職員の給与の状況

職員の給与については、派遣元市町の規定に基づき支給され、その経費は県内33市町村からの負担金でまかなわれています。

※広域連合の財政状況については、ホームページで公表しています。



お問い合わせ先

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル9階
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

●新しい医療制度に関することは…
高齢者医療担当 045(440)6700

●総務・議会に関することは…
総務・議会担当 045(440)6701

●予算・決算に関することは…
財務・会計担当 045(440)6703

●メールでのお問い合わせは…
info@kouiki-rengou-kanagawa.jp

●FAXでのお問い合わせは…
Fax. 045(441)1500

●ホームページは…
最新情報などが、**神奈川広域**で
検索できます。